

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

国土交通省の「税制改正要望」

Q : 国土交通省が「平成17年度 税制改正要望」を公表したそうですが、どんな内容になっているのですか？

A : 国土交通省は、「地域の再生と安心で魅力あるまちづくり」、「住宅対策の推進」、「環境にやさしい社会の実現」の3項目に分けて要望をとりまとめており、住宅については次のような要望を出しています。

【解説】

まず、中古住宅については次の2項目です。

①中古住宅の住宅ローン減税について現状の築後経過年数要件を撤廃し、新耐震基準に適合している中古住宅（昭和57年以降に建築された住宅）の取得を除き、耐震基準への適合を要件化すべきとしています。

②既存住宅ストックについて、耐震性の確保、省エネ性能の確保を図るため、改修工事に係る工事費の一定割合（10%程度）を所有者の税額から控除する優遇措置を求めています。

次に、新築住宅については、省エネ化促進の観点から次の2項目があげられています。

①次世代省エネ基準に適合する新築住宅を建築・購入した場合に、基準に適合させるための増加費用の一定割合（10%程度）を税額控除するとともに、3年間（3階以上の耐火建築物は5年間）固定資産税を1/3に圧縮する優遇措置を求めています。

②次世代省エネ基準に適合する新築事業用建築物を建築・購入した場合に割増償却（5年間50%）の適用を要望しています。

